

# マイナンバーの通知カードを受け取りましたか？

本年1月から、社会保障・税・災害対策における各種手続きにおいて、本人確認とともに、マイナンバーの記載・確認を求められることになりました。

「通知カード」は、市民の皆さんに個人番号（マイナンバー）をお知らせするもので、市では昨年11月から順次、住民票の住所へ簡易書留により郵送し、市内全域で配達が完了しています。

留守等で受け取られなかった通知カードは、市役所へ返送され保管していますが、市では未受領の方に配慮し、平成28年12月末まで延長して、保管することになっています。お早めに下記の窓口でお受け取りください。



## ●受け取り場所・日時について

**場所** 市役所戸籍住民課（防災庁舎2階）※釧路地域の方  
阿寒町行政センター市民課 ※阿寒地域の方  
阿寒湖温泉支所 ※阿寒湖温泉・オクルシュベ地域の方  
音別町行政センター市民課 ※音別地域の方  
**日時** 午前8時50分～午後5時20分（土・日曜日、祝日を除く）

## ●本人または同一世帯の方による受け取りについて

「本人確認書類」が必要です。  
※運転免許証やパスポートなど官公庁から発行された顔写真のあるものは1点  
※健康保険証や年金手帳、年金証書、預貯金通帳など顔写真のないものは2点

## ●代理人による受け取りについて

受け取りを依頼された方の「本人確認書類」と委任状の他、代理人の「本人確認書類」が必要です。

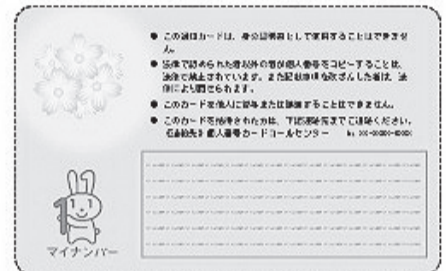
## ●通知カードの受け取りに関する相談・問い合わせ

市役所戸籍住民課戸籍住民担当 ☎23-5151内線1241・1242（土・日曜日、祝日を除く）

## 通知カード（見本）



（表面）



（裏面）

**マイナンバー制度に関する国の窓口では、幅広いご相談を受け付けています**

マイナンバー制度に関しては、以下にご相談ください。

**国のマイナンバー総合フリーダイヤル（☎0120-95-0178 無料）**

午前9時30分～午後8時（土・日曜日、祝日午前9時30分～午後5時30分）

## 障がいに関することでお困りの方へ

市役所では専門相談窓口として、3つのセンターを設置しています。

問合先 市役所障がい福祉課（☎31-4537 ☎25-3522）

### 釧路市障がい者基幹相談支援センター ☎38-1181

障がいに関わるワンストップ相談窓口

●専門の資格を持つ相談員を配置し、障がいに関わる相談を広く行っています。

相談・問合先 釧路市障がい者基幹相談支援センター  
（文苑4-65-4 おんべつ学園大きな木 内 ☎65-1700）

受付時間 午前9時～午後5時（月～金曜日）

### 釧路市障がい者虐待防止センター ☎25-3500

障がい者の虐待についての専門窓口

●虐待についての相談や指導等を行っています。  
●虐待防止、早期発見のための広報等啓発活動を行っています。

相談・問合先 釧路市障がい者虐待防止センター  
（白金町2-14ハート釧路 内）

受付時間 午前9時～午後5時（月～金曜日、緊急時は時間外や土・日曜日、祝日も対応）

### 釧路市権利擁護成年後見センター ☎24-1201

成年後見制度についての専門窓口

●成年後見制度の説明や、申し立て手続きの支援等を行っています。  
●市民後見人の養成と活動の支援を行っています。

相談・問合先 釧路市権利擁護成年後見センター  
（旭町12-3 総合福祉センター3階 ☎24-3762）

受付時間 午前9時～午後5時（月～金曜日）

## 障害者差別解消法 市民シンポジウム



～あなたの気づきと理解で変わる社会へ～

平成28年4月から障害者差別解消法が施行されました。

シンポジウムでは、法の内容を理解するとともに、日常生活における差別などについて、皆さんと一緒に考えます。

### 基調講演

講師 株式会社ミライロ <sup>きしだ</sup> <sup>み</sup> 岸田ひろ実氏  
〈パネルディスカッション〉

「どんなことが差別になるの？」

※詳細は、市ホームページをご覧ください。

日時 5月22日(日)午後1時～4時

会場 釧路プリンスホテル3階北斗の間

申込 5月10日(火)までに、住所・氏名を明記し、電話、ファクス、メールでお申し込みください。



▲岸田ひろ実氏

※車いす利用の方、手話通訳や要約筆記等が必要な方は、申し込み時に記載またはお申し付けください。

申込・問合先 市役所障がい福祉課（☎31-4537 ☎25-3522 ✉sho-shougaihukushi@city.kushiro.lg.jp）